

司法書士

30分で学習成果をチェック！オンライン確認テスト
第1回 民法総則
問題用紙 解答用紙

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001912 230318

SL23031

問題

- ① 成年被後見人が高価な絵画を購入するには、その成年後見人の同意を得なければならず、同意を得ずにされた売買契約は取り消すことができる。
- ② 成年被後見人がした行為は、日用品の購入その他日常生活に関する行為であっても、取り消すことができる。
- ③ 成年被後見人Aが成年後見人Bの同意を得ないで不動産を購入した場合において、その売主がBに対し1か月以内にその売買契約を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をしたにもかかわらず、Bがその期間内に確答を発しないときは、その売買契約を追認したものとみなされる。
- ④ AがBと通謀して、A所有の甲建物をBに売り渡す仮装の売買契約を締結した後、Cが当該仮装売買の事実を知った上で、Bから甲建物を譲り受け、更にDがA B間の仮装売買の事実を知らずに、Cから甲建物を譲り受けた場合、Aは、Dに対し、A B間の売買契約が無効であることを主張することができる。
- ⑤ AがBと通謀して、A所有の甲建物をBに売り渡す仮装の売買契約を締結し、Bへの所有権の移転の登記をした後、Bの債権者であるCが、仮装売買の事実を知らずに甲建物を差し押さえた場合、Aは、Cに対し、A B間の売買契約が無効であることを主張することができない。
- ⑥ 未成年者が法定代理人の同意を得ないでした法律行為を自ら取り消した場合には、その未成年者は、その取消しの意思表示をすることについて法定代理人の同意を得ていないことを理由に、その取消しの意思表示を取り消すことはできない。
- ⑦ AがBに対して、C所有の甲建物を購入するための代理権を付与したが、BがAのためにすることを示さずにCとの間で甲建物の売買契約を締結した場合、BがAのためにすることをCが知っていたときに限り、A C間に売買契約が成立する。
- ⑧ AがBに対して、Cが占有する甲動産を購入するための代理権を付与し、BがAの代理人としてCから甲動産を購入し、現実の引渡しを受けた場合において、Bが、Cが無権利者であることについて善意無過失であったときは、Aが、Cが無権利者であることについて悪意であったとしても、Aは、甲動産を即時取得することができる。

- ⑨ AがBに対して、A所有の甲動産を売却するための代理権を付与した後、BがAの代理人としてCとの間で甲動産の売買契約を締結したが、BがCから受け取った売買代金を着服する目的を有していた場合、CがBの当該目的を知らなかったのであれば、知らなかったことについてCに過失があったとしても、当該売買契約の効力は、当然にAに帰属する。
- ⑩ 未成年者を代理人に選任した場合に、その者が代理人としてなした法律行為は本人がこれを取り消すことができる。
- ⑪ 復代理人が代理行為をするに当たっては、代理人のためにすることを示さなければ、代理行為としての効力を生じない。
- ⑫ Aが、A所有の甲不動産を売却するための代理権をBに付与した場合において、BがCを復代理人に適法に選任した後に死亡したときは、Cの代理権は消滅する。
- ⑬ Bは、Aから代理権を付与されたことがないにもかかわらず、Cに対してA所有の甲土地をAの代理人として売却した。AがBに対して追認をした場合、甲土地の売買契約当時、Bが代理権を有しないことについて善意のCは、追認の事実を知らないときでも、当該売買契約を取り消すことはできない。
- ⑭ BがAのためにする意思を表示して、Cとの間でA所有の甲建物の売買契約を締結したが、Aからは何らの権限も与えられていなかった場合において、Cが、Aに対し相当の期間を定めて、当該売買契約を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をしたが、Aがその期間内に確答をしなないときは、Aは追認を拒絶したものとみなされる。
- ⑮ Aの代理人であると称するBが、Cとの間で、Aが所有する甲建物の売買契約を締結したところ、Bが代理権を有していなかったという事例において、Cは、Aに対して本件売買契約を追認するか否かの催告を行うことができ、また、Aの追認がない間は、Bが代理権を有しないことについてCが善意か悪意かを問わず、契約を取り消すことができる。
- ⑯ Aが、実父Bを代理する権限がないのに、Bの代理人と称してCから金員を借り受けた場合において、Bが死亡し、AがBを単独で相続した場合、CはAに代理権がないことを知らなかったことに過失があったとしても、Cは、Aに対し、貸金の返還を請求することができる。

- ⑰ Aは、Bから代理権を授与されていないにもかかわらず、Bの代理人と称して、Cとの間でB所有の甲土地の売買契約を締結した。本件売買契約の締結後にBが追認を拒絶した場合には、その後AがBを単独で相続したとしても、本件売買契約は有効にならない。
- ⑱ Aが、父親Bから代理権を授与されていないのに、Bの代理人として、第三者との間で、B所有の甲建物を売る契約を締結した。本件売買契約の締結後にBが追認も追認拒絶もしないまま死亡し、Aが他の相続人Cと共にBを相続した場合には、Cが追認しない限り、本件売買契約は、Aの相続分に相当する部分においても、当然には有効とならない。
- ⑲ 無権代理人Aが、父親Bを代理して、第三者Cに対し、B所有の不動産を売り渡したという事例において、Aが死亡してBがAを単独で相続した場合、無権代理人の地位を相続した本人が無権代理行為の追認を拒絶しても、何ら信義に反するところはないから、BC間の売買契約は当然に有効となるものではない。また、BがAの民法第117条による無権代理人の責任を相続することもない。
- ⑳ 停止条件付法律行為について条件が成就した場合、初めから効力を有していたものとみなされる。
- ㉑ 不法行為をしないことを停止条件とする法律行為は、無効である。
- ㉒ 他人の債務のために自己の所有物件に抵当権を設定した物上保証人は、その被担保債権が消滅すると抵当権も消滅するので、被担保債権の消滅時効を援用することができる。
- ㉓ Aは、Bに対し、返還の時期を平成18年11月1日として、金銭を貸し付けた。Bは、平成28年12月1日、本件貸金債権の時効完成の事実を知らないで、Aに対し、本件貸金債権の存在を承認した。この場合、Bは、同月20日に本件貸金債権の消滅時効を援用することができる。
- ㉔ AがB所有の甲土地を所有者と称するCから買い受け、これにより甲土地が自己の所有となったものと誤信し、かつ、そう信じたことに過失なく8年間占有した後に、甲土地がB所有の土地であることに気付いた場合、その後2年間甲土地を占有したときであっても、Aは甲土地の所有権を取得しない。
- ㉕ 確定期限のある債権の消滅時効は、当該期限が到来した時から進行するが、不確定期限のある債権の消滅時効は、当該期限が到来したことを債権者が知った時から進行する。

答案用紙

1		14	
2		15	
3		16	
4		17	
5		18	
6		19	
7		20	
8		21	
9		22	
10		23	
11		24	
12		25	
13			

<MEMO>

れっく LEC 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2023 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

SL23031